適合証明手数料

1）新築「一戸建て」（山梨・東京　共通）

円／戸

確認検査 又は住宅性能評価併用有無	フラット35			フラット35S		
	設計	現場検査 ※中間省略	合計	設計	現場検査 ※中間省略	合計
有 （断熱・一次エネ　仕様基準）	11,300	21,600	32,900	11,300	27,700	39,000
		※19,000	※30,300		※22,500	※33,800
有 （断熱・一次エネ　計算）	23,300	21,600	44,900	23,300	27,700	51,000
		※19,000	※42,300		※22,500	※45,800
有　竣工済特例 （断熱・一次エネ　仕様基準）	11,300	21,600	32,900	15,400	27,700	43,100
有　竣工済特例 （断熱・一次エネ　計算）	23,300	21,600	44,900	23,300	27,700	51,000
無 （竣工済特例共） （断熱・一次エネ　仕様基準）	22,600	43,200	65,800	22,600	55,500	78,100
		※38,000	※60,600		※50,400	※73,000
無 （竣工済特例共） （断熱・一次エネ　計算）	34,600	43,200	77,800	34,600	55,500	90,100
		※38,000	※72,600		※50,400	※85,000

※中間省略・・・JESにおいて基準法中間検査もしくは、住宅瑕疵担保保険の検査を実施する場合

2023.4

2）中古住宅「一戸建て、連続建て、重ね建て住宅、共同住宅」（山梨・東京　共通）

中古住宅	48,000

備考

(1)手数料の金額は消費税（10%）込です。

(2)手数料の納入方法は、現金又は当機関の指定する銀行口座への払込とします。

(3）検査の出張料は確認申請の出張料に準じます。（共通）

（当機関による建築基準法に基づく中間検査及び完了検査と併願のものを除く。）

(4)フラット35Sで他制度の証明書を別途取得した場合の手数料はフラット35（断熱・一次エネ仕様基準）の金額となります。

〇他制度の証明書等とは、下記いずれかの書類です。

・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価書（ZEH）

・長期優良住宅であることを証する書類（認定通知書）

・認定低炭素住宅等であることを証する書類（認定通知書）

・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であること証する書類（認定通知書）

(5)耐震性基準を適用する一戸建て住宅は、12,000円割増となります。

（但し、構造計算のある確認検査併願の物件を除く）

バリアフリー基準を適用する場合は、2, 000円割増となります。

(6)適合証明書等の再交付手数料・・・・ 5,400円（消費税10%込み）です。

(7)その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと判断した場合は、別途定める額とします。